



「ふじみ新ごみ処理施設整備実施計画」を確定しました

問 ふじみ衛生組合 ☎ 042・490・5374

「ふじみ新ごみ処理施設整備実施計画案」について、3月2日、19日にパブリックコメントを実施し、23人の方から62件のご意見をいただきました。ふじみ衛生組合では、ご意見をもとに案を修正・補強し、「ふじみ新ごみ処理施設整備実施計画」を確定しました。主なご意見とそれに対するふじみ衛生組合の考え方は以下(⇒はふじみ衛生組合の考え方)のとおりです。

焼却ごみを減量するとともに、CO₂の排出量削減など、環境に配慮すること。

⇒新ごみ処理施設は資源循環型社会のシンボルとなることを目指しています。収集したごみは可能な限り資源化し、なお残るごみについては焼却することとしています。燃やす量を極力少なくするよう努力します。

周辺に住宅地があることを踏まえ、環境保全対策について万全を期すこと。

⇒全国的にみても、厳しい排ガス規制値を自主規制値として設定するなど、新ごみ処理施設の立地を踏まえて整備します。

景観や圧迫感に配慮し、建物の高さを低くすること。拡散効果を踏まえ、煙突を高くすること。

⇒建物の高さは35m以下を想定していますが、施設能力を損ねない範囲で高さを抑える努力・工夫をします。また、排ガス濃度は100mの煙突では120万分の1程度に希釈されますので、健康への影響はないと考えます。

プラスチックは燃やさないこと。プラスチックは積極的に燃やすこと。

2つの意見がありました。⇒新ごみ処理施設では、徹底

した資源化を実施し、なお残るごみ、たとえば資源化できない汚れたプラスチックなどは、燃やして発電などの熱エネルギーとして有効利用していきます。

⇒収集車両による周辺道路の交通渋滞を回避するとともに、収集車両の通行ルートについては、住宅密集地を避けること。

⇒現在行っている交通量調査なども踏まえながら、収集車両による交通渋滞が発生しないよう車両動線を計画します。また、収集車の通行ルートについては、三鷹市・調布市とも協議を行い、できる限り幹線道路を使うとともに、分散化を行うなど検討します。

プールを新設してほしい。コミュニケーション施設は不要である。

2つの意見がありました。⇒余熱利用施設については、今後、市民のみなさんご意見を踏まえるとともに、周辺の公共施設整備計画との調整を図りながら検討します。

焼却炉について3炉を採用すること。

⇒2炉・3炉とも、それぞれに特徴があります。2炉と比較した場合の3炉は、操炉の安定性が相対的に高いといわ

れますが、2炉においても、ごみピットを充実させることで安定的な操炉が可能です。そのほか、比較検討を行った結果、建設・運営に関して経済的にも優れていることから総合的に判断して2炉としました。

施設の稼働状況について、情報公開すること。

⇒排ガスの状況など常に電光掲示板などにより公開するとともに、いつでも見学できるシステムを整えます。また、三鷹市・調布市の広報などで施設の稼働状況について情報公開します。

可燃ごみ処理施設及び不燃ごみ処理施設について、将来の建て替え計画も練っておくこと。

⇒廃棄物の処理技術は日進月歩であり、将来の処理方法、焼却対象物、処理量等を現時点で確定することは困難です。従って、現時点で将来計画を策定することは難しいと考え

ており、将来課題とします。事業を選定にあたっては、情報公開すること。

⇒事業者の選定にあたっては、情報公開に努めます。市民の意見を聞きながら、事業を進めること。

⇒基本計画の策定段階から多くの市民参加の場を設定し、

意見聴取に努めてきました。今後その姿勢に変わりありません。

建設地について、再度選定を行うこと。

⇒建設地については、平成13年度から15年度にかけて市民参加による「基本計画検討委員会」で検討されてきた経過があります。このような経過や平成25年度の施設稼働を踏まえると、再度の選定は困難です。

三鷹市と調布市は別々に焼却処理すべきである。

⇒平成11年8月に両市共同で事業を推進していく旨の覚書を取り交わして以来、長い年月を重ねて事業を進めてきました。その経過を尊重したいと思っています。

確定した「ふじみ新ごみ処理施設整備実施計画」の全文、いただいたご意見とそれに対するふじみ衛生組合の考え方については、ふじみ衛生組合のホームページ(<http://www.fujimiseikunai.jp>)からご覧になれるほか、ごみ対策課(市役所5階)、相談・情報センター(市役所2階)、調布市ごみ対策課(クリーンセンター3階)、調布市ごみ対策窓口(市役所1階)、ふじみ衛生組合で配布しています。



「三鷹市ごみ処理総合計画2015」を確定しました

問 ごみ対策課 ☎ 内線2533

「三鷹市ごみ処理総合計画2015(案)」について、1月13日～2月3日にパブリックコメントを実施し、2人の方から13件のご意見をいただきました。市ではご意見を踏まえて検討した結果、案の一部を修正し、「三鷹市ごみ処理総合計画2015」を確定しました。

主なご意見とそれに対する市の考え方は以下(⇒は市の考え方)のとおりです。

ごみ減量の数値目標のほかに、ごみ処理費用の減額目標も記載してほしい。
⇒ごみ処理経費は 収集・運搬、中間処理(焼却、選別・資源化)、処分(エコセメント化、資源化)などの経費に加え、資源化に係る経費や新しいごみ処理施設に係る経費も反映されています。そのため、ごみ処理量の減量に比例して、ごみ処理経費を減額していくことは難しいのが現状ですが、経費については、今後も情報提供を行っていきます。

実施項目として「事業者、市民団体(消費者) 市の協働によるマイバッグ持参の推進およびレジ袋の有料化の協定締結によるレジ袋の削減」を追加してほしい。
⇒レジ袋の削減については、まず、一

人ひとりの過剰包装は断るという意識の醸成が必要です。市では、引き続きキャンペーンなどを通じて、市民、事業者と協働しながら、マイバッグの普及を図り、事業者との連携を進める中で検討していきます。

「有機性廃棄物 生ごみなどを利用した資源循環モデル事業」の表現が分かりづらい。

⇒本文中の資源循環モデル事業の説明をしている個所を参考項目として掲げます。

確定した「三鷹市ごみ処理総合計画2015」の全文と、いただいたご意見とそれに対する市の考え方については、市のホームページ「パブリックコメント」からご覧になれるほか、相談・情報センター(市役所2階)、市政窓口、市民協働センターで配布しています。

5月12日(月)は民生委員・児童委員の日です

地域の悩みごと、相談ことは民生委員・児童委員へ

生活上で気がかりなことがあったり、子育てや介護のことなどで悩みを抱えていませんか？ 民生委員・児童委員は、みなさんの日常生活での困りごとについて、一緒に情報を集め、問題を整理し、必要に応じて市や関係機関などと連携・協力して、その解決のお手伝いをしています。

問 地域福祉課 ☎ 内線2615

民生委員・児童委員ってどんな人？

民生委員は厚生労働大臣から委嘱され、地域の中で福祉の相談や支援を行うボランティアです。また、民生委員は児童福祉法による児童委員を兼ねています。

市では担当地区を受け持つ民生委員・児童委員107人と特定の担当地域を持たずに児童福祉を専門に活動する主任児童

委員7人が配置されています。また、3月から新たに民生委員・児童委員協力員事業がスタートし、民生委員・児童委員OBの9人が、地域の高齢者や子育て中の家族の見守り支援を中心に活動を始めました。

相談は各地区の担当へどうぞ

民生委員・児童委員は、それぞれ担当の地区を受け持つ

ています。担当地区や連絡先のお問い合わせは、地域福祉課(市役所2階)へ。民生委員・児童委員には守秘義務がありますので、相談内容や秘密がほかに漏れることはありません。また、民生委員・児童委員は全国すべての地域で活動していますので、三鷹市以外にお住まいの方についてのご相談は、各市区町村担当部署にお問い合わせください。